第百五条第一号中「この条」を「この号から第四号まで」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　観光の振興に資する見地からの文化の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

附則第七項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四条、第二十四条及び第二十五条の改正規定、第二十六条を削る改正規定、第二十七条第三号の改正規定、同条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに第三十一条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第百三十条中「環境政策課　技術政策課」を「技術・環境政策課」に、「貨物課」を「貨物課　安全・環境基準課」に改める。

第百三十一条第九号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改める。

第百三十二条第一号中「環境政策課」を「安全・環境基準課」に改める。

第百三十三条を削る。

第百三十四条（見出しを含む。）中「技術政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条中第五号を第十号とし、第四号を第九号とし、同条第三号中「環境政策課」を「安全・環境基準課」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　道路運送車両の使用に必要な物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（安全・環境基準課の所掌に属するものを除く。）。

八　道路運送車両及びその使用に必要な機械器具に関する自動車局の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

第百三十四条第二号中「こと（」の下に「安全・環境基準課、」を加え、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関すること（安全・環境基準課、審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

第百三十四条第一号の次に次の二号を加える。

二　自動車局の所掌事務に関する環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三　道路運送に係る助成のうち環境の保全に係るものに関すること。

第百三十四条を第百三十三条とする。

第百三十五条第四号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条を第百三十四条とする。

第百三十六条第一号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条を第百三十五条とする。

第百三十七条第一号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改め、同条を第百三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（安全・環境基準課の所掌事務）

第百三十七条　安全・環境基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両の安全の確保に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　放射性物質の道路運送車両による運搬に関する規制に関すること。

三　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に係る技術上の基準に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

四　道路運送車両の使用に係る技術上の基準に関すること。

五　道路運送車両の使用に必要な物資の消費の改善に係る技術上の基準に関すること。

第百三十八条第五号中「環境政策課」を「技術・環境政策課」に改める。

附　則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十三号

防衛省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第一項第七号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第一項及び第三項、第十七条第二項並びに第二十条並びに同法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第十七条の六第一項、第二十条の二及び第二十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百七十六条に次の一号を加える。

七　装備品等の標準化の促進に関すること。

第百八十条中「四人」を「五人」に改める。

第百八十七条中「装備制度管理官」を「装備保全管理官」に改める。